

令和 8 年度群馬県産青果物の新規市場開拓プロモーション業務

企画提案要領

1 趣旨

令和 8 年度群馬県産青果物の新規市場開拓プロモーション業務の委託予定者を選定するため、次のとおり実施事業者を公募する。

2 業務の名称

令和 8 年度群馬県産青果物の新規市場開拓プロモーション業務委託業務

3 発注者

群馬県農畜産物等輸出推進機構 代表委員 有田かおり
(事務局：群馬県農政部ぐんまブランド推進課 輸出促進係)

4 業務の内容

仕様書のとおり

5 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

6 予算額

総額 10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※この予算額は、複数のチャンネル（PR 事業）を組み合わせた総合的な海外プロモーションの実施を想定したものである。

したがって、単一の事業を提案する場合には、上限額に安易に合わせて積算することなく、事業内容に即した必要最小限の経費について、経済性を考慮の上、積算すること。

なお、予算の範囲内で、複数の提案を採用する可能性がある。

7 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

8 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者
- (2) 破産宣告を受け復権していない者でない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平

- 成 11 年法律 225 号) に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- (6) 暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (7) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- (8) 本委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有している者であること

9 スケジュール

内容	期日
公募期間	令和 8 年 5 月 7 日 (木) から令和 8 年 5 月 28 日 (木) 12 時まで
質問受付期限	令和 8 年 5 月 21 日 (木) 12 時まで (必着) ※詳細は下記 10 のとおり
企画書提出期限	令和 8 年 5 月 28 日 (木) 午後 5 時まで ※詳細は下記 11 のとおり
審査 ①一次審査 書面審査 ②二次審査 プレゼンテーション ・ヒアリング ③最終審査	①一次審査：企画提案書の書面審査 ②二次審査：プレゼンテーション・ヒアリングによる審査 (令和 8 年 6 月上旬実施予定) ※二次審査は一次審査を通過した者のみが対象となる。 ※一次審査の結果は応募者全員に通知し、二次審査対象者には二次審査の詳細について別途通知する。 ③最終審査：令和 8 年 6 月中下旬 ※詳細は下記 12 のとおり
受託予定者の決定及び通知	令和 8 年 6 月下旬
契約締結	令和 8 年 6 月下旬

10 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答等

- (1) 質問受付期間
公募開始日から令和 8 年 5 月 21 日 (木) 12 時まで
- (2) 質問方法
質問票 (様式 2) を電子メールにより提出すること。
※ 件名は「応募事業者名／群馬県産青果物の新規市場開拓プロモーション事業委託業務に関する質問」としてください。
※ 質問を提出した際は、電話にてメールの受信確認をすること。
- (3) 提出先
〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1 群馬県庁 19 階
群馬県農畜産物等輸出推進機構
(事務局 群馬県農政部ぐんまブランド推進課 輸出促進係)

E-mail : burando@pref.gunma.lg.jp

電話 : 027-226-3132

※ファイル容量が大きくメール提出できない場合は、電話にて連絡すること。

(4) 回答

質問受付日の翌日から起算して3営業日(土・日曜日、祝日を除く)を目処に、電子メールにより回答する。ただし、質疑の内容によっては、公平性を担保するため、回答内容を県ホームページに公表することがある。

11 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

※原則として全て電子データでの提出とすること。

ア 応募資格に関する申告書(様式2)

イ 消費税に係る課税事業者または免税事業者届出書(様式3)

ウ 個人情報管理体制届出書(様式4)

エ 暴力団排除に関する誓約書(様式5)(※注)

オ 法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)(写し可)(※注)

カ 直近の決算に係る財務諸表(※注)

(※注) エ・オ・カについては、「令和8・9年度群馬県物品等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要とする。

キ 会社概要等事業者の概要がわかるもの(パンフレット等)(任意様式)

ク 企画提案書表紙(様式6)

ケ 企画提案書(様式任意)

※ 企画提案書の構成は、別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

※ 企画の提案については、以下を参考とすること。

① 青果物輸出における群馬県の取組

・台湾向け青果物等輸出促進事業

実施内容：バイヤー招へい、現地小売店でのPR販売

取扱品目：はくさい、キャベツ

・香港向け青果物等輸出促進事業

実施内容：バイヤー招へい、現地小売店でのPR販売

取扱品目：いちご(やよいひめ)、やまといも、トマト(ブリックスナイン)、まいたけ

② 群馬県農畜産物等輸出促進戦略

・輸出重点品目：牛肉、こんにゃく、いちご

・輸出推進品目：キャベツ、はくさい、やまといも、うめ、キウイフルーツ、りんご、花き類、鶏卵

③ ぐんまの園芸 2025 (別添)

コ 費用見積書 (様式任意)

- ①事業ごとに経費の内訳をできる限り詳細に記載すること。
- ②消費税及び地方消費税(10%)を明記すること。
- ③宛名は「群馬県農畜産物等輸出推進機構 代表委員 有田かおり」とすること。

サ その他、必要な資料

(2) 提出方法・期限

ア 提出方法

以下(3)の提出先宛て、電子メール又は、提出書類一式の電子データを保存したCD-R等の記録メディアの持参若しくは郵送により提出すること。ただし、持参の場合は、土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時までに来課すること。電子メールで提出の場合は、PDFにて提出すること。

イ 提出期限

令和8年5月28日(木)午後5時必着

ウ その他

企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(別紙様式7)を提出すること。

また、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取下願」を提出すること。

提出された企画提案書について、県から内容についての質問及び訂正を求めることがある。

企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。

提出された企画提案書は返却しない。「取下願」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

(3) 提出先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁19階

群馬県農畜産物等輸出推進機構

(事務局 群馬県農政部ぐんまブランド推進課 輸出促進係)

E-mail: burando@pref.gunma.lg.jp

電話: 027-226-3132

※ファイル容量が大きくメール提出できない場合は、電話にて連絡すること。

12 審査

(1) 審査方法

ア 一次審査(企画提案書の書類審査)及び二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)に基づき、(2)の項目及び配点(合計100点)により最終審査し、委託契約の優先交渉者を決定する。

イ 一次審査

開催方式: 提出された企画提案書の書類審査

一次審査を通過した者のみがウの二次審査に進むことができる。

一次審査の結果は応募者全員に通知し、二次審査の詳細については二次審査の対象者のみに別途通知する。

ウ 二次審査

開催方法：オンライン・Web 会議によるヒアリング・プレゼンテーション

時 期：令和 8 年 6 月上旬（予定。変更の可能性あり。）

企画提案方法：プレゼンテーション 10 分前後

質疑・応答 5 分以内

※原則として、審査当日に新たな説明資料を追加することは認めない。

エ 最終審査

上記ア、イを踏まえ最終審査を実施し、優先交渉者を選定する。

オ 選定にあたっては、以下審査項目を総合的に評価し、必要に応じて複数事業者を優先交渉者として採用する場合がある。

(2) 審査項目

審査項目	審査の視点	配点
1. 企画提案内容に関する こと	① 提案事業が群馬県にとって新規性のある取組内容となっているか。	10 点
	② 想定する取扱品目、量及び金額は具体的かつ適切な想定となっているか。	10 点
	③ ターゲット市場の選定理由は群馬県産青果物の輸出に適切な理由であるか。	10 点
	④ 事業を実施した際の効果の見込みがあり、実現可能性はあるか。	15 点
	⑤ 事業を実施した後、継続した輸出の可能性が見込めるか。	10 点
	⑥ 業務実施スケジュールは適切な計画となっているか。	5 点
2. 類似業務の実績に関する こと	類似業務の実績を有しているか。	10 点
3. 実施体制等に関する こと	① 企画提案どおり業務を遂行するための実施体制が整っているか。	10 点
	② 青果物の輸出拡大に係る知識や経験、交渉力等を十分に有しているか。	15 点
4. 積算に関する こと	業務の実施内容に照らし合わせて適切な積算となっているか。	5 点

(3) 審査結果

令和8年6月下旬を目途に応募事業者全てに通知する。

13 契約締結等の手続きについて

- (1) 本機構は、優先交渉者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な業務内容の細部について調整を行った上で、改めて見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (3) 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがある。
- (4) 提出された資料は返却しない。
- (5) 提出された応募書類は、内容を変更することはできない。
- (6) 提出された応募書類は、審査事務に必要な範囲において複製することがある。
- (7) 実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、定めるものとする。
- (8) 本公募にかかる公示資料に訂正等が生じた場合は群馬県ホームページ等で周知する。
- (9) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 企画提案内容

- ア 提案事業の概要・目的
- イ 想定する取扱品目、量及び金額
- ウ ターゲット市場の選定理由
- エ 事業効果及び実現可能性
- オ 事業実施後の輸出可能性
- カ 業務実施のスケジュール

(4) 類似業務の実績

(5) 業務の実施体制等

- ア 業務の実施体制
- イ 青果物に係る輸出実績

(6) 積算内容

(7) その他

企画提案の内容に、提案者が権利を有する固有の知識、技能に関する権利及び第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、その対象物及び対象範囲を企画提案書にあらかじめ明記しておくこと。

2 企画提案書の仕様

(1) 提案数

1 事業者につき複数提案可

(2) ページ数等

A 4 版横書き、カラー可